

7. 富栄養化対策と浄化用水導入等

8. 河川湖沼の浚渫清掃

6. 廃棄物処理施設の整備

4. と畜場汚水処理施設の整備

3. 畜産排水処理施設の整備

2. 工場排水の規制  
1. 下水道の整備

3. 水質保全 水道水源としての機能維持を前提とし、次の計画を進める。

5

5. 環境開発 既定の諸地域開発計画と有機的連携を保ち将来にわたって霞ヶ浦とその周辺地域が豊かでかつ快適な自然環境のもとで首都圏における保健、休養および教化の場として維持発展させるための施策を積極的に促進する。

1. 農業基盤整備  
2. 水産振興対策  
3. 水道の整備  
4. 河川改修  
5. 港湾整備

1 治水 霞ヶ浦の最高水位を Y P (+) 二・八五m以上にしないこと。Y P (+) 二・〇〇m以上の洪水持続日数を七日以内にとどめること。

に、これに関連した総合的な地域整備を積極的に推進する。

4 地域整備 水資源開発事業の実施により周辺の農業、漁業、水産業、舟運など生活及び産業基盤に及ぼす影響

環境基準は、公害対策基本法第九条を根拠として策定されているもので、昭和四十五年に設定されました。環境基準は「人の健康に係る環境基準」と「生活環境に係

△参考資料二△